伊勢市人権教育基本方針(案)に係る
パブリックコメント実施結果の概要について

１　パブリック・コメント実施の概要

（１）意見募集した案件
　　伊勢市人権教育基本方針（案）
（２）意見募集方法
　　市公報、広報いせ、市ホームページ、市行政チャンネル文字放送
（３）縦覧場所（21 箇所）
・伊勢市役所（本館１階市民ホール、２階総務課）
・各総合支所生活福祉課（二見、小俣、御薗）
・各支所（神社、大湊、宮本、浜郷、豊浜、北浜、城田、四郷、沼木）
・市立図書館（伊勢、小俣）
・生涯学習センター（いせトピア、二見）
・伊勢市教育委員会事務局学校教育課
・朝熊教育集会所、黒瀬教育集会所
（４）意見提出の対象者
　　市内に在住または通勤・通学されている方など
（５）意見募集期間
　　令和７年９月 16 日～令和７年 10 月 16 日

２　意見募集の結果

　　意見数　２人（２件）
　　【提出方法別内訳】：窓口２件

３　意見内容及び市の考え

No.	頁	寄せられたご意見	市の考え	修正の有無
1		SNS（交流サイト）での中傷、差別、新しい差別と言えます。インターネットでも差別の禁止の法律もあるようです。さらに埼玉県川口市の場合はクルドの方々の差別と有名になりました。そして政党も「日本人ファー	ご意見いただきました内容は、個別的な人権課題である「インターネットによる人権侵害」および「外国人の人権」に関わるものであり、学校教育における人権教育カリキュラムや社会教育における人権施策に位置付けております。本基本方針	無

		スト」と排外主義の考え方もあります。韓国の「平和の少女像」の撤去も異質であるという考え方で、これからは、民主主義、人権を学習する必要があります。	への記載はしませんが、具体的な取組を推進してまいります。 　また学校教育におきましては、「民主主義」「戦争と平和」の学習を教育課程に位置付けており、主に社会科で学習しております。	
2		伊勢市における管理職の人権教育はどのように行われているのか？	人権教育につきましては、管理職も含め全職員を対象に研修を実施しております。また、ハラスメントやコンプライアンスに関する研修についても実施しております。	無